Ⅵ 活動の推進に向けた取組

１．地域資源保全管理構想の策定

活動組織は、毎年度実施する「地域資源の適切な保全管理のための推進活動※」に基づき、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動などを、活動期間中に「地域資源保全管理構想」としてとりまとめ、市町村長に提出します。

✍ 推進活動の内容は、活動計画書を参照してください。 ⇒Ｐ２－１９

地域資源保全管理構想（例）

別記１－４ 様式

○○○○地区地域資源保全管理構想
（平成○○年○月作成）

１．地域で保全管理していく農用地及び施設

（１）農用地
　　農用地面積　　9,276ａ（田 8,873ａ、畑 403ａ）
　　農用地の範囲　　別添図面のとおり

（２）水路、農道、ため池
　　水路　　Ｌ＝ 39.3ｋｍ（開水路）
　　農道　　Ｌ＝ 23.4ｋｍ
　　ため池　　Ｎ＝ 4箇所
　　施設の位置　　別添図面のとおり

（３）その他施設等
　　給排水施設　　Ｎ＝ 120箇所
　　鳥獣害防護柵　　Ｌ＝ 5.0ｋｍ
　　施設の位置　　別添図面のとおり

●対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記入します。
●「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林など、地域で保全管理していく施設について記入します。
●該当する施設がない場合は、項目を削除します。

２．地域の共同活動で行う保全管理活動

（１）農用地について行う活動
＜例＞・遊休農用地等の発生状況の把握
　　・遊休農用地発生防止のための保全管理
　　・畦畔、農用地法面等の草刈り　　など

（２）水路、農道、ため池について行う活動
　① 水路
＜例＞・泥等の堆積状況の確認
　　・水路及び附帯施設（ポンプ場、調整施設）周辺の草刈り
　　・水路及びポンプ吸水槽等の泥上げ
　　・附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修　　など

　② 農道
＜例＞・路面・法面状態の確認
　　・路肩・法面の草刈り
　　・側溝の泥上げ　　など

●対象とする活動の範囲、内容を記入します。

③ ため池
＜例＞・施設状況の確認（動作確認等）
・法面や取水施設周辺の草刈り
・ため池の泥上げ
・附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修　　など

（３）その他施設について行う活動
＜例＞・給排水施設及び鳥獣害防護柵の適正管理（補修・設置・撤去など）

３．地域の共同活動の実施体制

（１）組織の構成員、意思決定方法
構成員　　別添「構成員一覧表」のとおり
意思決定方法　　別添「○○○○規約」のとおり

●活動組織が作成した規約や構成員一覧表を利用します。

（２）構成員の役割分担

●担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民などの参画について記入します。

① 農用地について行う活動

構成員	主な役割
担い手農家	■ 畦畔・農用地法面等の草刈り（可能な範囲で実施）
担い手以外の農家	■ 畦畔・農用地法面等の草刈り（担い手農家の農地含む）
農業者 地域住民（非農業者）	■ 遊休農地等の発生状況の把握（点検） ■ 遊休農地発生防止のための保全管理
○○自治会	■ 鳥獣害防護柵の管理

② 水路、農道、ため池について行う活動

構成員	主な役割
農業者 （担い手農家含む）	■ 水路の泥等の堆積状況の確認 ■ 水路及び附帯施設（ポンプ場・調整施設等）の草刈り ■ 水路の泥上げ ■ ため池の草刈り
地域住民（非農業者）	■ 水路の草刈り ■ 水路の泥上げ
○○自治会	■ 農道の路肩・法面状態の確認 ■ 農道の路肩・法面の草刈り ■ 農道側溝の泥上げ
○○水利組合	■ 水路の配水操作 ■ 水路の補修 ■ ゲート等の保守管理 ■ ため池の施設状況の確認（動作確認等） ■ ため池附帯施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修
・・・	■ ・・・ ■ ・・・
・・・	■ ・・・ ■ ・・・

③ その他施設について行う活動

構成員	主な役割
農業者 （担い手農家含む）	■ 給排水施設の管理（補修含む）
○○自治会	■ 鳥獣害防護柵の管理（補修、設置など）

●人・農地プランなどを基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記入します。

４．地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

- Ｉターン等も含めて、後継者等の担い手農家が入りやすい環境（里親や研修等）を作れるように、地域全体で検討していく。
- 高齢化が進んできているので、技術継承をするためにも後継者に対する施設や機械等の支援、新規就農希望者に対応できる体制（農機の再利用、農地の情報提供、研修の受け入れ）を整えることで担い手を確保し、農業の活性化を図る。
- 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく保全管理を行う。
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手を確保する。
- Ａ集落においては、担い手農家が少ないため、○○集落と共同で保全管理を行う。
- 農地の集積を行い、隣接集落の農業法人○○にお願いして担い手を確保し、保全管理については、集落の農業者も協力し、地域ぐるみで保全管理に取り組む。

（２）農地の利用集積

- 耕作放棄地が発生しないよう、農用地の状況、耕作者の状況の確認を行い、農地中間管理機構を活用した農地集積を進める。
- 昭和○○年代にほ場整備事業を実施した地域であるため、小区画で整備されている。今後、農村環境を保全しつつ、更なる農地の集積を図る。

✍ 農地中間管理事業の活用も検討してください。

５．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

＜例＞

- 農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- 地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- 地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- 保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備
- 組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化

●上記以外にも、活動計画書の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」を踏まえて、組織で検討してください。

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

２．事務軽減の方法

多面的機能支払交付金は、給付金、補てん金、所得補償とは違い、目的に沿った作業に対する対価や物品の購入などに充当できる交付金です。

このため、活動の内容や支出を証明する書類の整理は必須となりますが、これまで書類の簡素化の要望に応じて、大幅に軽減されてきており、これ以上の削減は難しいのが現状です。

しかし、農村地域の高齢化や過疎化などに伴い、事業制度が求めている書類の作成は、活動組織にとって大きな負担となっており、それが原因で活動が継続できないことは、とても残念です。

また、活動組織数が増加し、市町村職員の事務量が増大している事実もあります。

こうした課題の解決方法として、事務委託や広域化があります。

- ✓ 高齢化や過疎化により、事務を担う人材が不足
- ✓ 事務作業が負担となり、活動の継続が困難
- ✓ 施設の長寿命化など、専門的知識がなく不安

解決方法

事務委託
（事務を第三者に委託）

- ➢ 現在の活動組織のままで、負担となっている事務を第三者へ委託します。
- ➢ 事務の担い手として、新規の事務局、土地改良区、ＪＡなどを検討します。

組織の広域化 ⇒Ｐ６－６
（複数の活動組織を一つに統合）

- ➢ 複数の活動組織で、統一したルール（広域協定）を作ります。
- ➢ 広域化の支援【P1-3】を受けられる要件は、旧市町村区域程度、又は、200ｈａ※以上となります。（これ未満でも、支援を受けないで広域化を進めることは可能）

※ 緩和要件があります。

- ➢ 各組織が作成した書類をとりまとめ、管理する広域事務局を設置します。
- ➢ 各組織は、広域事務局を運営するための負担金を納入します。

それぞれの利点と事例 ⇒Ｐ６－５

事務委託の利点と留意点

○ 利点
- 現在の活動組織のままで行うため、新しい組織の設立や役員の改正などが不要です。
- 事務を第三者に委託することで、事務負担が軽減され、共同活動や作業に専念できます。

● 留意点
- 委託料は、交付金の対象ですが、作業に充当できる金額が減ります。
- 事務の内容によって、規模や金額が小さい場合は、受託者がいない場合があります。

全国の事例

1）北海道 ニセコ町
- 農用地 2,200ha
（田569ha、畑1,397ha、草地236ha）
- 町内８活動組織で、「ニセコ町資源保全推進連合会」を設立
- ８活動組織と５年間の事務委託契約
契約額 190万円／年
（うち人件費 180万円／年）
- 交付金額の4.7%（５%以内）
- 事務局長１名（常勤、役場ＯＢ）
- 事務所は、役場農政課内に設置
（行政財産使用許可）

2）島根県 邑南（おおなん）町
- 農用地 62ha
- 「集落支援センター構想」に基づき、ボランティア組織「口羽（くちば）をでごぉする（手伝う）会」が、13集落の事務を引き受け
- 事務局の仕事
日報作成、日当支払、帳簿記帳のほか、人手不足の場合は、水路泥上げ、草刈り作業などを応援

組織の広域化の利点と留意点

○ 組織の利点（広域事務局の設置が条件）
- 統一されたルールで、集落ごとの活動に専念できます。
- 集落ごと（旧組織単位）の事務が簡単になります。
- 資材の共同購入や大型機械の一括リースなどにより、経費が節減できます。
- 集落間で予算を流用できます。

○ 市町村の利点
- 集落数が多くても、提出される書類は１単位分になります。
- 集落からの活動に対する質問などは、窓口の事務局が対応してくれます。

● 留意点
- 広域事務局の運営経費（交付金の対象）は、組織が負担します。
- 各集落の事務負担が軽減され、活動に専念できる反面、事務局任せになり、構成員の事業参画意識が希薄になることがあります。

全国の事例

1）独立事務局設置型：新潟県 見附市
- 農用地 2,506ha
- 集落数 60、農家数 2,140戸
- 各集落から６%の事務費を徴収し、事務局運営費に充当
- 事務局長１名、事務局員２名の体制
- 事務所は、ＪＡの空き店舗を利用

2）土地改良区型：新潟県 村上市
- 農用地 5,240ha
- 市内の２つの土地改良区と連携
（目的：土地改良区管理施設の補修）

3）ＪＡ型：新潟県 糸魚川市
- 農用地 1,562ha、100集落
- ＪＡ支所単位の９ブロック別に事務局を一元化
- 中山間地域等直接支払の広域化もこの協定組織で検討

３．組織の広域化の進め方

広域化とは、複数の活動組織を、地域毎に一つの大きな組織にまとめることです。
広域化に併せて事務処理を工夫することで、負担の軽減を図ることができます。

（１）広域化のイメージ

（２）広域化の利点

集　落

- 広域組織の設立に係る経費の支援が受けられます。（設立時：40万円/組織）
- 書類の作成事務を事務局が一括して行うことで、事務負担が軽減されます。
- 総会は、構成員全員ではなく、集落の代表者による委員会※とすることができます。

※ 委員会の場合、構成員の同意、決議事項の周知が不可欠です。

- 長寿命化などで規模が大きい工事を実施したい場合に、各集落間の合意のもと、集落間で交付金を融通することができます。

市町村

- 複数の活動組織からの書類が一本化され、交付事務や計画変更などの負担が軽減されます。

（３）広域化の手順

規模要件

事業計画の対象とする区域が、昭和２５年２月１日時点の市町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が２００ｈａ以上（ただし、緩和条件あり※）を有することが条件となります。

※ 長野県においては、生産条件が不利な農用地等が存在する地域として、地域振興立法のうち特定農山村、振興山村、過疎地域のいずれかの指定地域が、事業計画の対象とする区域に含まれている場合、広域協定の対象とする区域が50ha以上の規模を有している、または協定に参加する集落が３集落以上であれば、広域活動組織を設立することができます。

広域協定運営委員会の設置

意思決定は、各集落の代表者などで構成される運営委員会で行い、その内容は構成員全員に周知します。なお、各集落は、運営委員会の開催に先立ち、集落単位で総会を開催します。

- 運営委員会は、広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。
- 広域協定書、広域協定運営委員会規則、活動計画書などを作成します。
- 各組織は、広域協定参加同意書を作成します。

交付金を活用した事務局体制づくり

〈例〉 Ａ町の全組織の交付金合計 2,000万円
（農地維持 600万円）＋（共同 400万円）
＋（長寿命化 1,000万円） ＝2,000万円

☞ 組織の規模が大きくなることで、事務局の経費が確保できます。

☞ 交付金の一部を、事務局の経費として活用できます。

☞ 事務局には、市町村職員のＯＢ、ＪＡ職員のＯＢ、臨時職員などが考えられます。

- 事務局の体制には、様々なパターンがあります。
- 広域化の規模や活動内容によって、最適な体制を構築してください。

事務のパターン
- 構成員自らが事務処理
- 専任事務員を雇用
- 土地改良区、民間会社などへ事務委託

（４）広域化に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．広域組織の構成員の要件はありますか？

Ａ：複数の活動組織、集落のほか、土地改良区、ＮＰＯ法人など、地域の実情に応じて構成できます。

Ｑ２．広域組織は、必ず資源向上支払に取り組まなければならないのですか？

Ａ：必ずしも資源向上支払に取り組む必要はありません。

Ｑ３．広域組織に参加する各集落の活動要件はありますか？

Ａ：基礎活動については、全集落で「点検」と「実践活動」を実施する必要があります。「計画策定」と「研修」は、広域組織全体でも可能です。

　また、資源向上活動の農村環境保全活動については、全体又は一つ以上の集落において、１テーマ以上実施します。「計画策定」と「啓発・普及」は、全体として一本化することも可能です。

Ｑ４．広域組織を法人化（一般社団法人、ＮＰＯ法人）にすることはできますか？

Ａ：地域の選択によって法人化することも可能です。ただし、土地改良区などが参画している広域組織を法人化する場合は、既存の法人と広域組織の業務や財産の関係の整理が必要となります。

Ｑ５．規模要件に「昭和２５年２月１日時点の旧市町村区域程度」とありますが、「程度」の範囲はどのくらいですか？

Ａ：「程度」の範囲については、組織毎に判断しますので、県又は市町村に確認してください。

Ｑ６．旧市町村単位で設立する広域組織において、旧市町村内の一部の集落が参加しない場合でも、組織を設立することはできますか？

Ａ：活動が困難な地域もあり得ますので、一部の集落が参加しない場合でも組織の設立は可能です。

Ｑ７．集落（活動組織）ごとの総会は、必要なくなるのですか？

Ａ：運営委員会の構成員は、集落（活動組織）の代表者で構成されますが、運営委員会の開催に先立ち、集落（活動組織）の構成員により、総会を開催する必要があります。

Ｑ８．広域化すると、活動内容を統一する必要がありますか？

Ａ：各集落（活動組織）では、今までどおりの活動を続けることができます。

４．連絡先窓口

【お問い合わせ先】

市町村　（お近くの担当窓口へ）

長野県	佐久地域振興局	農地整備課	（電話）0267-63-3150
	上田地域振興局	農地整備課	（電話）0268-25-7133
	諏訪地域振興局	農地整備課	（電話）0266-57-2916
	上伊那地域振興局	農地整備課	（電話）0265-76-6821
	南信州地域振興局	農地整備課	（電話）0265-53-0417
	木曽地域振興局	農地整備課	（電話）0264-25-2222
	松本地域振興局	農地整備課	（電話）0263-40-1919
	北アルプス地域振興局	農地整備課	（電話）0261-23-6515
	長野地域振興局	農地整備課	（電話）026-234-9520
	北信地域振興局	農地整備課	（電話）0269-23-0274
	長野県 農政部 農地整備課 農地・水保全係		（電話）026-235-7239
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会事務局			（電話）026-219-6351
関東農政局 農地整備課 多面的機能支払推進室			（電話）048-740-0146

関連する情報は、以下のホームページでご覧いただけます。

農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

関東農政局
http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/jigyou/nouti/

長野県
http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/sangyo/nogyo/kiban/kanrishiharai/index.html

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
http://www.nagano-nouchimizu.net/

長野県多面的　検 索